

答申書

桜川市水道事業
桜川市長 大塚 秀喜 様

桜川市水道事業審議会では市長より令和6年（2024年）7月9日付け桜水諮問第1号で諮問を受けた。慎重に審議した結果、結論を得たので下記のとおり答申する。

【桜川市水道事業の広域化を検討するに至った背景】
本格的な人口減少社会を迎え、給水人口の減少による給水収益の減少が予測される中、高度成長期に急激に整備された水道施設の老朽化が一段と進むとともに、近年、激甚化する災害に対応するための耐震化や施設更新は先送りできない課題となっている。
一方、水道事業体の多くは小規模で経営基盤が脆弱であることから、国においては、安全で強靱な水道を維持することを目的に、水道事業の広域化の議論が高まっている。
茨城県においては、令和4年2月に茨城県水道ビジョンを策定し、県内各水道事業体の広域化について検討を進めており、水道事業の経営の一体化に関する基本協定の締結を打診されている。

【広域連携の段階について】
広域連携の段階としては、事業統合、経営統合（経営の一体化）、管理の一体化、施設の共同化があるが、今回の基本協定は、経営統合（経営の一体化）を目指すものである。
今後、この協定の締結を受けて、法定協議会において、経営統合（経営の一体化）に向けた調整を図っていく。

上記の前提を基に取りまとめた意見は、次のとおりである。

桜川市水道事業の広域連携については、単独経営と比較して、

- ・共同発注による費用の削減
- ・施設の統廃合による最適化
- ・広域化事業と運営基盤強化事業の2種類の交付金の活用
- ・給水原価、供給単価などを比較した際のシミュレーション結果の優位性

・相互扶助による技術系人材の養成と確保
など、有利となる点が多く見受けられることから、広域連携に参加することが望ましい。
一方、広域連携後も事業統合までの期間は水道事業体ごとに当該事業会計が管理されることから、桜川市水道事業として持続可能な経営ができるよう、引き続き経営改善に向けた、有収率の向上、経費節減など具体的施策を講じるべきである。
また、広域連携によるメリット、デメリットについての説明を十分に行い、市民の理解を深めながら進めることを要望する。

令和6年10月30日

桜川市水道事業審議会

会長 軽部 徹